

国立大学法人岡山大学における公的研究費等の不正使用等防止対策の基本方針

〔平成27年3月20日〕
学 長 裁 定

改正 平成27年4月 1日

平成31年3月29日

令和4年3月14日

(趣旨)

第1 この基本方針は、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）において機関経理する全ての経費（以下「公的研究費等」という。）について、不正使用等を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

(責任体系の明確化)

第2 公的研究費等を適正に管理運営するため、その役割、責任の所在・範囲及び権限を明確にし、責任体系を学内外に公表する。

(関係者の意識の向上と浸透)

第3 公的研究費等の管理運営に関わる全ての構成員に、本学の不正使用等防止対策における方針、公的研究費等の使用及び事務処理手続におけるルール（以下「ルール」という。）等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書の提出を求める。

2 構成員全体に対し意識の向上と浸透を図るため、不正使用等の根絶に向けた啓発活動を継続的に実施する。

3 公的研究費等の管理運営に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

(ルールの明確化・統一化)

第4 ルールを明確にし、公的研究費等の管理運営に関わる全ての構成員に周知を図るとともに、公的研究費等により旅費・謝金等の支給を受ける学生等に対しても、わかりやすい形で周知する。

(職務権限の明確化)

第5 公的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

(告発等の取り扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備等)

第6 本学に公的研究費等の不正使用等に係る告発窓口を設置し、調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。

(不正使用等の発生要因の把握と不正使用等防止計画の策定・実施)

第7 公的研究費等の不正使用等を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用等防止計画を策定・実施する。

(公的研究費等の適正な運営・管理)

第8 適正な予算執行管理を実施するとともに、不正使用等につながりうる問題が捉えられるよう、当事者以外のチェックが有効に機能する体制を構築する。

(相談窓口・情報発信)

第9 ルールについて、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、公的研究費等の不正使用等防止に向けた取組に関する本学の方針等を外部にも公表する。

(監査体制)

第10 本学全体の視点から実効性のあるモニタリング及び内部監査体制を整備するとともに、不正使用等が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

(その他)

第11 公的研究費等の管理運営のため必要があると認めるときは、随時見直しを行い、適正な運用を図るものとする。

附 則

この基本方針は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和4年3月14日から施行し、令和4年3月7日から適用する。